

甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)取扱店舗等募集要項

物価高の影響を受けた地域の商工業者を支援し、市民や事業者とともに地域経済の好循環を生み出すため、全世帯に地域経済応援クーポン券(2024)(以下「クーポン券」という。)を配布するにあたり、クーポン券の取扱店舗等を募集します。

1. 配布冊数について

各世帯1冊(500円券×10枚)

2. 配布時期について

利用開始時期(令和6年5月17日(金))までに全世帯への配布を進めます。

配布期間(市→市民):4月5日(金)～5月17日(金)(予定)

利用期間(市民→店):5月20日(月)～7月31日(水)(予定)

換金期間(店→市):5月20日(月)～9月30日(月)(予定)

【手数料不要・期間中何度でも可】

※ 券面等に明記の上、広報を徹底いたしますが、利用期間より前にクーポン券が利用されないよう、ご配慮ください。

3. 取扱店舗等の申込資格

甲賀市内に本店及び店舗等を有している商工業者(※1)[中小事業者・小規模事業者(個人事業主を含む)(※2)]

法人:市内に本店登記を有する中小事業者、小規模事業者

個人事業主:市内に住民登録を有する者

【対象となる事業者】

法人	本店登記	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	×

個人 事業主	住民登録	市内		市外
	店舗住所	市内	市外	市内
	申込資格	○	×	×

ただし、次の事業者は除きます。

- ・ 「9.クーポン券の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・ 暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

(※1) 商工業者とは、製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者となります。
 なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。

(※2) 以下に該当する中小事業者、小規模事業者及び特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行うもので、以下に準ずる者として市長が認める者です。

業種	中小事業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は出 資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(上記の表における「従業員の考え方」については、本要項5ページをご参照ください。)

4. 申込締切

令和6年1月31日(水)

※ 当該期間に申込があった店舗等は、クーポン券配布対象者に送付する取扱店舗等リストに掲載します。

※ 当該期間以降も随時お申し込みいただけますが、当該期間以降のお申し込みについては、随時市ホームページにて取扱店舗等リストを更新するのみとなります。

5. 申込方法

【申込に必要なもの】

- ① 甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)取扱店舗等登録申込書
- ② 誓約書
- ③ 市内に本店があることがわかる資料(確定申告の写し、商業登記簿謄本の写し等)
- ④ 小規模事業者または中小事業者であることがわかる資料(確定申告の写し、決算書の写し等)

下記QRコードから必須事項にご回答の上、②～④の書類を添付してお申し込みください。



郵送でのお申し込みも可能です。①～④の書類を下記まで郵送でご提出ください。

甲賀市役所 産業経済部 商工労政課 商工労政係 (担当: 田中、宮治、上田)

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

※ 申込・登録料は不要です。

※ 甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)取扱店舗等登録申込書の所在地には店舗の住所を記載してください。

6. 申込後の流れ

- ・ 申込資格を充たす事業者に対し、令和6年5月上旬以降、登録証に併せて甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)取扱マニュアル(登録取扱店用)(以下「マニュアル」という。)をお送りします。

7. 登録店舗等の広報

- ・ 取扱店舗等リストを作成し、市内全世帯に送付するほか、市ホームページに掲示します。
 - ・ 申込受付期間を過ぎて申し込みがあった場合は、市ホームページのみの掲示となります。
 - ・ クーポン券が利用可能であることを明示するチラシ等のデータを市ホームページにアップする
- ほか、ポスター等を登録店舗等所在地にお送りする予定です。
- ・ 詳細は、マニュアルに記載します。

8. クーポン券の換金について

(1) 換金期間(予定)

令和6年5月20日(月)～令和6年9月30日(月)

(2) 換金場所(予定)

甲賀市役所 4階 商工労政課

(3) 換金手続き

詳細はマニュアルに記載します。

(4) 換金スケジュール

令和6年5月20日から換金受付を始め、期間内であれば何度でも換金可能です。ただし、振り込には2~3週間程度要します。なお、書類不備等がある場合や換金依頼が混み合っている場合は、1~1.5ヶ月程度要する場合があります。詳細は、マニュアルに記載します。

9. クーポン券の利用対象とならないもの

- ・ 国税、地方税、公共料金料等の支払い(税金、水道料金、保険料等)
- ・ 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこや加熱式たばこを含む。)
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金(一時預りを除く。)等の不動産に関わる支払い
- ・ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和6年7月31日以降となるもの
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他甲賀市又は、各登録取扱店が指定するもの

10. その他留意事項

- ・ クーポン券は、取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ クーポン券は、現金との引き換えは行いません。
- ・ クーポン券のつり銭は支払えません。
- ・ クーポン券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者(甲賀市)は責を負いません。
- ・ 取扱店舗等において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識するよう明示してください。

【甲賀市地域経済応援クーポン事業の概要】

名称	甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)
発行予定額	約1億9,300万円(見込み)
印刷部数	約38,600冊
額面(商品券1枚あたり)	500円
配布単位	1セット 5,000円(500円×10枚)
利用期間(予定)	令和6年5月20日(金)～令和6年7月31日(水)
配布対象者(概数)	市内全世帯1冊(38,600世帯)
利用可能店舗	甲賀市内にある店舗から公募により決定
換金場所(予定)	甲賀市内1箇所(甲賀市役所4階 商工労政課)

【「従業員」の考え方】

《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

《「甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)」における「従業員」について》

「甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)」では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。)
- (b) 個人事業主本人(なお、専従者(家族従業員)は「常時使用する従業員」に含む。)
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。)
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※)」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

「甲賀市地域経済応援クーポン券(2024)」における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

「(c-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。